

(平成27年2月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月の付加保険料については、納付していたものと認められ、また、同年同月の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月

私は、昭和52年11月に国民年金に加入後は、国民年金保険料を毎月きちんと納付しており、58年4月からは将来のことを考え、付加保険料を含めて納付していた。

申立期間については、国の記録によると申立期間当時は保険料の未納期間とされ、その後、定額保険料のみ充当されている記録となっているが、当該期間の保険料は申立期間当時に納付しており、充当は誤りであるので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、初めて国民年金に加入した昭和52年11月以降、平成8年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得するまで、国民年金保険料を全て納付している上、昭和58年4月からは申立期間を除き、付加保険料も含めて保険料を納付していることがオンライン記録により確認できることから、保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人に係る国民年金被保険者納付記録票によると、申立期間は、付加保険料を含めた保険料納付済期間とされていることが確認できる。

さらに、申立期間は1か月と短期間であり、当該期間前後の期間について、保険料は付加保険料を含めて納付済みである上、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、当該期間についても付加保険料を含めて保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人に係るオンライン記録によると、平成8年5月から同年9月までは厚生年金保険被保険者期間であったため、当該期間を対象に納付さ

れた国民年金保険料が過誤納付となり、同年 11 月 1 日に還付決定され、当該還付決定された保険料の一部が申立期間に充当された記録となっているが、前述のとおり、申立人に係る国民年金被保険者納付記録票によれば、当該期間の保険料は既に納付されたものとされていたことから、還付決定日において、充当可能な保険料未納期間は存在しなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められ、申立期間の国民年金保険料を重複納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月19日から同年8月18日まで

私は、申立期間当時、B丸に乗務し、A社で船員として働いていたが、申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間に係る船員保険の保険料が控除されていることが分かる給料明細書を提出するので、A社に係る船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立人の船員手帳、船員失業証明票の記載事項、A社に係る昭和61年7月分の給料明細書及び申立人が申立期間当時にB丸に同乗していたとして姓を挙げた複数の同僚の証言から、申立人は申立期間において、同社に継続して勤務し、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社は、船舶所有者名簿及びオンライン記録によれば、昭和61年7月19日付けで船員保険の適用事業所ではなくなっているが、法人登記簿によると、同社は、同日以降現在まで閉鎖登記がなされていないこと、また、申立人が提出した船員手帳の申立期間当時に係る雇入契約関係欄及び船員失業証明票の船舶所有者名に「A社」と記載されていることから、申立期間当時においても船員保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出したA社に係る昭和 61 年 7 月分における給料明細書から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は既に死亡していることから確認できないものの、申立期間において、A社は船員保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用事業所に該当しなくなった旨の届出を行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は7万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の納付義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③については、申立人が所持する申立事業所から送付された文書に、申立事業所が当該期間において支給した賞与から控除した厚生年金保険料と健康保険料の合計額を振込みにより申立人に返金する旨記載されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立人名義の口座に係る通帳の写しによると、平成20年5月30日付けで前述の文書に記載された額と同額が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

さらに、申立事業所の複数の元役員は、前述の文書について、平成15年8月25日、16年2月25日及び同年8月25日に支給した賞与から厚生年金保険料及び健康保険料を社会保険事務所（当時）に納付することができ

なかったことから、従業員に返金することとし、その際に送付したものである旨回答している。

これらのことから、申立人は、申立期間②及び③において、申立事業所から前述の文書に記載されたそれぞれの社会保険料控除額に見合う賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、前述の文書に記載された社会保険料控除額から、申立期間②は9万8,000円、申立期間③は7万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、当時の事業主等から資料を得ることができないものの、前述の文書の内容から判断すると、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①については、前述の通帳の写しにより、27万558円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した申立期間①に係る給与明細書及び金融機関の通帳の写しによると、当該給与明細書における月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できることから、前述の振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、前述のとおり既に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答している。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等を所持していないほか、前述の文書においては、当該期間の社会保険料欄には「0円」と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は4万5,000円、申立期間②は36万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間①及び②に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていた記憶がある。申立期間③については、賞与が支給されたかどうか確かではないが、申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立事業所が平成20年に提出した資料により、申立事業所から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、前述の資料により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、4万5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、申立人は、「賞与額は30万円を超えるくらいであったと思う。」と述べているところ、申立事業所の元代表清算人が提出した資料により、平成20年5月30日付けで申立事業所から申立人に申立



期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人名義の口座に係る入出金記録により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までに賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、前述の元代表清算人が提出した資料、当該同僚の給与振込口座に係る入出金記録等により、当該厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、申立事業所が提出した資料及び申立事業所の元代表清算人が提出した資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、36万6,000円とすることが妥当である。

- 3 事業主が申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 4 申立期間③については、申立人は、「賞与が支給されたかどうか確かではない。」と述べているところ、前述の元代表清算人が提出した資料の中には、申立人の当該期間に係る賞与額及び社会保険調整額（当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額）のいずれにおいても、「0」円と記載されている。

このほか、申立人が申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賃金台帳、給与明細書等の関連資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間③について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は21万5,000円、申立期間②は44万4,000円、申立期間③は78万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立事業所が平成20年に提出した資料により、申立事業所から申立人に対し、当該期間に係る賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、前述の資料により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、21万5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間③については、申立事業所の元代表清算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として78万996円、当該賞与から控

除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として8万7,282円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料額から、78万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②については、前述の元代表清算人が提出した資料により、平成20年5月30日付けで申立事業所から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人名義の口座に係る入出金記録により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までに賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、前述の元代表清算人が提出した資料、当該同僚の給与振込口座に係る入出金記録等により、当該厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、申立事業所が提出した資料及び申立事業所の元代表清算人が提出した資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、44万4,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は8万3,000円、申立期間②は28万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年7月分（平成15年8月25日支給）及び16年1月分（平成16年2月25日支給）の給与明細書には、月例給与に加え「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載されており、「社保調整額」の欄に当該賞与額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の合算額が記載されていることが確認できる。

また、前述の給与明細書における合計差引支給額は、申立人が提出した申立人名義の金融機関の預金通帳の写しにより、申立期間に振り込まれていたそれぞれの額と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、申立事業所から申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は8万3,000円、申立期間②は28万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、当時の事業主等から資料を得ることができないものの、申立人が提出した20年4月17日付けで申立事業所から送付された文書に記載されている内容から判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人が提出した平成 16 年 1 月分（平成 16 年 2 月 25 日支給）の給与明細書において、月例給与に加え「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載されており、「社保調整額」の欄に当該賞与額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の合算額が記載されていることが確認できる。

また、前述の給与明細書における合計差引支給額は、金融機関が提供した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間②に振り込まれていた額と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間②において、申立事業所から申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、前述の給与明細書によ

り確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、前述の入出金記録により、16万2,784円が申立事業所から振り込まれていることが確認できる。

一方、複数の同僚が提出した申立期間①に係る給与明細書及び金融機関の通帳の写しによると、当該期間についても申立期間②と同様に月例給与及び賞与の差引支給額は区分されず、一括して振り込まれていることが確認できる。

これらのことから、申立期間①については、前述の振込額に賞与が含まれていたか否か、かつ、当該賞与に係る厚生年金保険料が控除されていたか否かについて確認する必要があるが、申立事業所は、前述のとおり既に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答している。

また、申立人は、申立期間①に係る給与明細書等を所持しておらず、申立人に係る平成15年分の給与所得の源泉徴収票に記載された「支払金額」及び「社会保険料等の金額」からは、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について推認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 25 日  
② 平成 16 年 2 月 25 日  
③ 平成 16 年 8 月 25 日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立事業所の元代表清算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として17万5,201円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として1万9,582円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、17万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると



平成 21 年 12 月 31 日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②については、申立人は賞与の支給額について記憶していないとしている上、申立事業所は、前述のとおり既に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管していないことなどから、当該期間に係る賞与の事実を確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる賃金台帳、給与明細書等の関連資料は無く、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は5万4,000円、申立期間②は6万1,000円、申立期間③は7万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が提出した平成15年7月分（平成15年8月25日支給）の給与明細書において、月例給与に加え「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載されており、「社保調整額」の欄に当該賞与額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の合算額が記載されていることが確認できる。

また、前述の給与明細書における合計差引支給額は、金融機関が提供した申立人名義の口座に係る入出金記録により、申立期間①に振り込まれていた額と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間①において、申立事業所から申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万4,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間③については、申立事業所の元代表清算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として7万5,798円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として8,017円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、7万5,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間②については、前述の元代表清算人が提出した資料により、平成20年5月30日付けで申立事業所から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されたことが確認でき、前述の入出金記録により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までに賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、前述の元代表清算人が提出した資料、当該同僚の給与振込口座に係る入出金記録等により、当該厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、申立人が提出した申立期間①に係る給与明細書及び申立事業所の元代表清算人が提出した資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、6万1,000円とすることが妥当である。

- 4 事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断

せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は3万9,000円、申立期間②は12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年7月分（平成15年8月25日支給）及び16年1月分（平成16年2月25日支給）の給与明細書には、月例給与に加え「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載されており、「社保調整額」の欄に当該賞与額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の合算額が記載されていることが確認できる。

また、前述の給与明細書における合計差引支給額は、申立人が提出した申立人名義の金融機関の預金通帳の写しにより、申立期間に振り込まれていたそれぞれの額と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、申立事業所から申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は3万9,000円、申立期間②は12万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②及び③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間②は5万9,000円、申立期間③は17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③については、申立事業所の元代表清算人が提出した資料において、申立人の当該期間に係る賞与額として17万6,853円、当該賞与から控除された厚生年金保険料及び健康保険料の合計額として1万9,694円が記載されていることが確認できることから、申立事業所から申立人に対し当該期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されたことが認められる。

また、申立期間③に係る標準賞与額については、前述の資料により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、17万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②については、申立人は、「賞与額は5万円前後だったと思う。」と述べているところ、前述の元代表清算人が提出した資料により、平成20年5月30日付けで申立事業所から申立人に申立期間①から③までに支給された賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額が返金されたことが確認でき、申立人名義の口座に係る入出金記録により、同日付けで同額の振込みがあったことが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①から③までに賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、前述の元代表清算人が提出した資料、当該同僚の給与振込口座に係る入出金記録等により、当該厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準賞与額については、前述の元代表清算人が提出した資料等により推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、5万9,000円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 申立期間①については、申立人は、「賞与が支給されたと思う。」と述べているものの、賞与額を記憶していない上、申立事業所が加入していたC健康保険組合が提出した申立人に係る適用台帳によると、当該期間を含む平成15年6月から同年8月までの報酬月額は一定であり、入出金記録により確認できる同年6月から同年8月までの振込額も一定であることから、申立期間①において賞与が支給されたとは考え難い。

また、申立人に係る平成15年分の給与所得の源泉徴収票における社会保険料控除額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料並びに当該源泉徴収票における給与額から算出できる雇用



保険料の合計額とおおむね符合することが確認でき、申立期間①に係る賞与支給の事実及び保険料の控除について推認することができない。

さらに、申立事業所は、前述のとおり既に解散しており、複数の元事業主は、当時の資料を保管していないことなどから、申立期間①に係る賞与支給の事実を確認できる関連資料を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は7万4,000円、申立期間②は46万7,000円、申立期間③は11万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日  
② 平成16年2月25日  
③ 平成16年8月25日

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に入社し、B県内に在る事業所で勤務していた際に、申立期間に係る賞与の支給を受け、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、当該期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。

申立期間について、調査の上、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成15年7月分（平成15年8月25日支給）、16年1月分（平成16年2月25日支給）及び同年7月分（平成16年8月25日支給）の給与明細書には、月例給与に加え「半期インセンティブ」の欄に賞与額が記載されており、「社保調整額」の欄に当該賞与額に見合う厚生年金保険料及び健康保険料の合算額が記載されていることが確認できる。

また、前述の給与明細書における合計差引支給額は、申立人が提出した申立人名義の金融機関の預金通帳の写しにより、申立期間に振り込まれていたそれぞれの額と一致していることが確認できる。

これらのことから、申立期間において、申立事業所から申立人に対し賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたこ

とが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は7万4,000円、申立期間②は46万7,000円、申立期間③は11万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、商業登記簿謄本によると平成21年12月31日付けで解散している上、複数の元事業主は、当時の資料を保管しておらず、詳細は不明であると回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 九州（佐賀）厚生年金 事案 5430

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月から同年 4 月まで

私は、A社（以下「申立事業所」という。）に平成 16 年 2 月から同年 4 月までのうちの約 1 か月半の期間、契約社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立事業所が提出した申立人に係る労働者名簿により、申立人が申立期間のうち平成 16 年 3 月 3 日から同年 4 月 10 日まで申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について、「申立期間当時、B勤務者には1か月の試用期間を設けていた。また、試用期間経過後に契約の更新を行った者については、厚生年金保険に加入させていた。申立人の勤務期間は1か月と数日であるが、契約の更新を行った形跡が無いことから、勤務期間の全てが試用期間であったと思われる。したがって、厚生年金保険料を給与から控除していない。」と回答している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（大分）厚生年金 事案 5431

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月頃から 36 年 9 月 1 日まで  
② 昭和 38 年 2 月 2 日から同年 6 月頃まで

私は、A社（以下「申立事業所」という。）にB職として昭和 34 年 8 月の盆過ぎ頃に入社したにもかかわらず、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は「昭和 36 年 9 月 1 日」と記録されていることに納得できない。

また、昭和 37 年 5 月末で申立事業所を一度退職した後に再入社し、38 年 2 月 2 日から同年 6 月頃まで勤務したにもかかわらず、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、C事業所が提出した申立人の前歴に係る記録、申立人が提出した写真（「D県E会議 昭和 35. 9. 10～9. 12」と記載）及び申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答から、申立人は、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人及び前述の同僚が、前述の写真に写っているB職の従業員として氏名又は姓を挙げた者のうち、半数以上の者については厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、前述のB職の従業員のうち厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者については、その資格取得日は当該写真が撮影された昭和 35 年 9 月時点から数か月後であり、当該資格取得日はそれぞれ異なっていることが申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により確認できることから、申立事業所の厚生年金

保険の取扱いは従業員ごとに異なっていた状況がうかがえる。

さらに、商業登記簿謄本によると、申立事業所は既に廃業しており、元代表者も死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

加えて、申立事業所に係る申立人の被保険者原票及び「厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出し簿」によると、申立人の申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は「昭和 36 年 9 月 1 日」と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

- 2 申立期間②については、C事業所が提出した申立人に係る在職証明書によると、申立人は昭和 38 年 6 月 25 日付けで当該事業所に就職したことが確認できるところ、申立期間②において自身が申立事業所に勤務していたとする複数の同僚は、申立人がC事業所に就職する前に申立事業所に勤務していた旨回答していることから、申立人は、期間の特定はできないものの、申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿によると、申立事業所は、申立期間②より前の昭和 37 年 6 月 2 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を昭和 37 年 6 月 1 日付けで喪失している厚生年金保険被保険者のうち半数以上の者は、同日付けでF社（厚生年金保険の適用年月日は、昭和 34 年 11 月 1 日）に係る同資格を取得していることが確認できるところ、この中の複数の者は、37 年 6 月 1 日以降も申立事業所は存続しており、申立事業所に勤務していた旨回答している。

このことから、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない。

また、商業登記簿謄本によると、F社は既に廃業しており、元事業主は居所不明であることから、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

- 3 このほか、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。